

令和2年 第1回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 1月28日(火) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 松崎 久範
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について
- 第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第7号 令和2年高鍋町農作業料金(参考)の承認について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 係 長 兵藤 衣重
主 査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

皆さんこんにちは。それでは、ただ今から、令和2年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長よろしくお願いいたします。

[議長]

はい、それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会 会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番松崎久範委員、1番大福裕子委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日1月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。
事務局。

[事務局]

はい。事務局です。1月の業務報告及び2月の業務計画について御説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、御説明いたします。

まず初めに、1月の業務報告についてでございます。15日には、農地あっせん委員会に永友祥一推進委員と永友定己推進委員が出席しております。

総会関係でございますが、22日に現地調査を行い、本日28日が総会とな

っております。なお、本日の総会のあとには、農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2月の業務計画でございます。

17日に、農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会が開催されます。

翌18日には、宮崎県女性農業委員連絡協議会の第2回研修会が開催されます。

2月の総会関係でございますが、現地調査は20日、総会は28日を予定しています。現地調査についてでございますが、この会議資料の中には時間未定と記載をいたしておりますけれども、午前9時から今までは現地調査を行っておりますが、午後にできないかという声ございましたので、もし皆さんがよろしければ、午後2時からに変更したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【賛成との声】

午前中の方がよろしいという方、いらっしゃいますか。2時で何か都合の悪い方、いらっしゃいますかね。

【1時半との声】

[事務局]

1時半？

[2番]

午前中はやっぱり、いろいろとね。

[事務局]

それでは、午後1時半からということでよろしいでしょうか。

【はいの声】

[事務局]

はい、すいません。よろしく願いいたします。

それでは、現地調査につきましては、20日の木曜日、午後1時半から行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

業務報告及び業務計画は、以上でございます。

続きまして、3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申しあげます。5条2件、問題なく1月7日付けで許可となっております。

4ページをお開きください。「農地法第3条の3の規定による届出書について」です。すいません。誤字の訂正をさせていただきます。5ページの「○○」、小字名の「○○」の「○」の字が間違っております。正しくは、○○の○○の、○偏に「○○」の「○」と書いたものが正しいです。申し訳ありません。

改めまして、こちらの届け出については、あっせん希望について、本日の議案第1号に関連しております。

続きまして、6ページをお開きください。「合意解約届出書について」は、御覧のとおりです。本日の議案第6号に関連しております。御確認ください。

以上です。

[議長]

ただ今の報告並びに2ページから6ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局。

[事務局]

はい。すいません。こちら先ほど同様、誤字がございます。2番の小字名について、「〇〇」の「〇」の字が間違っております。訂正をお願いします。

それでは、1番。

令和2年1月6日、貸渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 892㎡ ほか1筆

2番。

令和2年1月21日、売渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1,197㎡ ほか3筆

3番。

令和2年1月22日、売渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 694㎡ ほか2筆

4番。

令和2年1月22日、貸渡しの申出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 366㎡ ほか3筆

以上4件の申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

はい。ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、あつせん委員の氏名をいたします。

1 番 貸渡し申出

担当委員 2 番 永友 祥一 推進委員
順番委員 3 番 山口 裕三 推進委員

2 番 売渡し申出

担当委員 8 番 橋口 卓史 推進委員
順番委員 5 番 永友 定己 推進委員

3 番 売渡し申出

担当委員 1 番 松井 正一郎 推進委員
順番委員 6 番 木浦 由子 推進委員

4 番 貸渡し申出

担当委員 6 番 木浦 由子 推進委員
順番委員 7 番 宮越 美秋 推進委員

よろしく願いいたします。

日程番号 5、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を
議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。事務局。

[事務局]

はい、18 ページをお開きください。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
地目 畑 2, 6 6 6 m²
譲受人 〇〇〇〇
譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の大福委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、1番。

[1番]

はい。1番。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの譲受けとなります。

場所は、〇〇にある〇〇の手前にT字路があります。左折しまして道なりに進みますと、突き当たったところが〇〇さんの家になります。家の南西にあたる奥の畑になるところです。

〇〇〇〇さんは、和牛の繁殖をされております。農業経営規模の拡大ということで、採草放牧地の所有権移転です。現在は牧草が栽培されており、適切に管理されております。2, 666㎡に対して〇〇〇〇円です。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員3番。

[推進委員3番]

特にありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。19ページを御覧ください。農地法3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当しないため、許可条件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇地区において、水稻、牧草を栽培しております。今回の申請は経営規模の拡大であり、申請地において牧草を栽培する予定であり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第3号。「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。事務局。

[事務局]

はい、20ページをお開きください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 645㎡ ほか8筆

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、植林です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

はい、2番。説明いたします。場所は21ページをお開きください。

〇〇線、〇〇の前の道路を〇〇方面に3kmくらい行ったところに〇〇地区というのがありますが、〇〇地区の集落が終わろうかなというところから、左斜め上に西の方向に入る道がありますが、それを入りまして高速道路の下をくぐって通過したあたりでございます。

このあたりは、30年から40年くらい前だったと思うんですけども、果樹を専門に、まわりの農地は一生懸命栽培されていた農地の一角でありまして、本日申請が上がっておりますが、〇〇〇〇さんのお父さんが亡くなられて、相続したところ、相続登記簿内容と現地を確認したところ、畑に杉の木が植えてあったということで、その杉の木を、まわりの人にちょっと話を聞いてみますと、平成8年度くらいに植え付けられたということで話を聞いております。

この前現地調査、22日に現地調査させていただきましたが、その時点では、杉の木の直径が20cmくらいのやつが9筆にわたって植栽をされておりましたということで、本日のこの申請を、地目は畑、第2種農地ですが、杉の木があまりにも大きくて畑にはもう戻せないということで、今後、山林、杉の木を管理しながらまわりの農地には迷惑をかけないようにということで、始末書も添付をされております。

また、雨水等につきましては、今までどおり地下浸透ということで上がっておりますので、慎重審議のほどをよろしく申し上げます。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象となります。

[議長]

はい。ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号7、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 105㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。28ページを見てください。

ちょっとわかりにくい図面ですが、申請地は〇〇の〇〇の横の道路を〇〇に向かって約50m程度進んだところを左折して、細い道路に入って少し進んだところ。この地図でいうと、左側の方に「道」と書いてあるところがありますが、これを左折して細い道路に入った道です。

実は、この申請者の父親から私に電話がありまして、現地に出向いたところ、私に対して「農地を無断で埋め立ててはいけないということを知らなかった」と臆面もなく愚かな発言をしてきましたので「あなたは田んぼなどを勝手に埋め立ててはいけないということも知らないのか」と言ったら黙りました。

その農地を違法に埋め立てたところは他人の土地なんですね。自分の土地を埋め立てたついでに他人の土地まで埋め立てたということで、一部に他人の農地が入っているということです。

この父親は、その申請地に隣接するかなり広い農地も違法に埋め立てていまして、その農地は今回の申請には含まれていませんので、依然として違法のままの状態が残るということになっています。

この申請地の方は、絵画教室の生徒の駐車場に使うという名目になっています。あくまでも「名目」です。

事業費は〇〇〇〇円です。

ひとつ発言させてもらいたいのは、農業委員会は後始末だけをして、臆面もなくこういう愚かな発言をしても、それをただ後処理をしているだけだということです。

警察の対応を考えてみていただければわかると思いますけど、警察は交通違反の取り締まりを一方で作って、さらに一方では交通違反を減少させるための啓蒙活動をしているわけです。違反を減少させるためには啓蒙活動をしなないと、いつまでたっても一向に減らないということだと思います。

年に1回は農家に違反防止を強く戒めるビラを配布することぐらいはすべきだと思います。

こういう発想もできないということは、ペーパーを作れないのか、そういう発想ができないのか、あるいはいずれもできないのか、そういうことだろうと思うんですね。啓蒙活動もしないで始末書だけを取って、始末書が出ましたと言ってるようでは、何の工夫も知恵も努力もないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地区が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用

許可対象となります。

[議長]

はい、ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 115㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場、倉庫です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。32ページを見てください。

申請地は、10号線の〇〇の信号から〇〇線を〇〇に〇〇に向かって、次の信号を左折するとすぐ左側の土地です。〇〇に曲がる入口のところでは。

この土地の購入者は農業者でして、自宅から100m程度の距離にあるこの土地を購入して、この土地の既存の35㎡のビニールハウスを倉庫として利用

したい。併せて自宅の駐車場が手狭なために、残りの土地を自家用車の駐車場として使いたい、ということで申請をしております。

転用による新たな汚水の発生等はないと考えられます。事業費は土地購入費だけで、〇〇〇〇円のみです。金融機関の証明書が添付されております。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画用途区域、準工業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となります。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号8、議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局。

[事務局]

はい。35ページをお開きください。議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
牧場 826 m² ほか2筆
所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地のためです。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

はい。7番。説明します。

申請地は、〇〇坂を〇〇方向に2kmくらい行ったところに〇〇の〇〇があります。そこを右に曲がってもらって、それから7～800m行ったところの右側に〇〇の事務所がありますが、申請地はその事務所のまわりです。

この土地は、昭和27年より以前から農地として見てなくて、何も作っていないということです。現在は竹山で、原形もとどめないようなかたちになっております。また、農地への復旧は難しいんじゃないかと考えております。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号9、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

所有権移転。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇***番*
畑 6, 492㎡ ほか22筆
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの無償での所有権移転でございます。

申請地は23筆あるので、あちらこちらにありますので、地番を言いながら現状と併せて説明したいと思っております。

申請地、まずはこの42ページの一番下の〇〇の***番*なんですけども、〇〇から〇〇方面、〇〇の道路になるんですけども、〇〇から東へ200mほど行った右側の道路沿いにこの地番の***番*があります。現状は畑で、大根が植わっていたと思いますが、収穫した後でロータリーがかけられていました。

そのすぐ横に、ちょっと真ん中くらいになるかと思いますが、***番*と***番*、***番*と***番*がありますけども、そこは現状お茶が植えてありました。

また、そこから南へすぐ50mほど下ったところに***番*と***番*、***番*があります。そこにもお茶が植えてありました。

次に、また〇〇の方から30mほど行ったところの左側に***番*があ

ります。ここもお茶が植わっておりました。

そのすぐ南に****番*があります。ここは畑で、自家用野菜が植えてありました。

残りの****番*というのが1つあるんですけども、ここは〇〇の東側の、直線で行くと200mほど行った谷があるんですけど、その中の一部にありました。現状は、正直、管理がされていない状態になっていました。本人に聞いたところ、6年前まではお茶を植えていたそうなんですけども、抜根し、千切り大根用の大根を植えたりしたんですけども、土壌が悪く、なかなか作物が育たないため、3年ほど前からそのままにしている状態でございました。また、本人によると、今すぐではないが、管理して行って果樹等を植えたいということも言っていました。

次のページになるんですけども、ここは集中していますので、一箇所で説明できると思います。先ほど言った〇〇の東側に、一段下に下がったところがあるんですけども、ここに載っている田んぼの申請地がありました。現状は、千切り用の大根が植えてありました。中には収穫が終わってロータリーがかけられているところもありました。ただ、小さい面積などは、ちょっとトラクターが入らないような場所もあり、なかなかちょっと管理が難しいのかなという感じで、そのままにしてあるような場所もありました。

親子間の贈与なので、所有権移転のお金は発生していません。

以上でございます。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 488㎡ ほか24筆
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の木浦推進委員、永友祥一推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、それでは最初に推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係の相続でございます。

それで、私もこれ全部わからないので、奥さんを連れて全部見てきました。車に乗せて全部見て回ったんですが、いろいろ植えてあるんですね。

〇〇のところは貸してあります。畑になってるけど田んぼの状態になっていて、貸していると言われました。

〇〇の件は、自分たちがハウスでズッキーニを作っていると言われました。

〇〇の****番*と****番*は貸してあるそうです、畑で。

芋を作っている人に貸しているのは、その下に記載されている〇〇****番*と****番*です。広いところです。

面積の狭いところ、〇〇****番*と****番*は、かいて1枚になっておりました。たぶん畔を取って、芋を作る人に貸しているんだと思います。

****番*から****番*までは、自分のところで桃とか栗とかの果樹を植えて、そのままにしているそうです。自分たちで収穫しているだけみたいです。

田んぼに行きますが、****番*から次のページの下のやつは蜂の花を植栽されていて、田んぼの〇〇の分と4反だけ水稻を植えるって言うておられました。〇〇の3筆は畔が取ってあって、きれいにかいてありました。

それだけです。

[議長]

はい、それでは推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、説明します。今、木浦推進委員が説明をされましたけれども、改めて、一番上の〇〇の説明だけ、私の担当ですので言います。

場所は、〇〇の西側約300mのところの鉄塔のすぐ横にありまして、きれいに耕運がされておりました。

以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[6番]

はい。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。今、相続という説明がありましたけど、相続ではないんでしょう。

[事務局]

一括贈与です。

[議長]

ああ、一括贈与ですね。

[推進委員2番]

強化法を使った一括贈与ですね。

[事務局]

はい。

[議長]

贈与に訂正をお願いします。

その他、御質問、御意見はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 188㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の木浦推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、6番。説明します。

この現地は、〇〇のハウスの西側にありまして、まだちょっと荒れた状態でした。大きな木があったみたいで、木は伐採されていましたが、抜根はされていなかったなので、たぶんすぐには畑として使用することはできないのかなと思います。

対価は、全部で〇〇〇〇円です。

お願いします。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 619㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、ハウスのイチゴと、裏作でゴーヤを栽培されています

申請地は、〇〇線を北進していくと、左側に〇〇の〇〇があります。さらに行くと、右側の〇〇と〇〇があり、そこを右側に曲がり高速の下をくぐってすぐ左側にあります。

現地を確認したところ、雑草の枯れ草が生えていました。

価格は、〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 145㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは新規就農者で、甘藷と多品目の露地野菜を栽培されています。

申請地は、先ほど説明したところの、道を挟んだ前にあります。

現地を確認したところ、〇〇が植えてあり、少しだけはがしてありました。

価格は、〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 3, 691㎡ ほか2筆
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇
担当の橋口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷と千切り大根を栽培されています。

申請地は、〇〇線を〇〇に向かって西進していくと、右側に〇〇があり、登りきった所の四ツ角を右に行くと、高速の上に橋があり手前にか所が1枚で橋を渡って右側に1枚あります。

現地を確認したところ、全部耕運して何も植えてない状況でした。

価格は〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 613㎡

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員3番。

[推進委員3番]

私、これ全く聞いておりません。今、初めて聞きました。

[事務局]

すいません。議案に資料を同封させていただいたと思うのですが。

[推進委員3番]

それいつなの。この前の12月総会。

[事務局]

今回の議案配布です。

[推進委員 3 番]

すいません、全く。

[議長]

暫時休憩いたします。

[議長]

それでは再開いたします。

7 番案件については、事務局からの説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。説明させていただきます。

これは、特例事業での売渡し、公社から来ている売渡しの分です。

4 年 1 0 か月前に土地の所有者が公社に売渡しをしまして、4 年 1 0 か月後に〇〇〇〇さんに買い取っていただくという約束のもとに、〇〇〇〇さんが今まで公社から賃料を払って借りて作ってこられた畑です。

現地は〇〇〇〇さんが借りておられる状態で、きちんと〇〇が植えられている状況です。

約束の期日がきたので、約束の金額で売渡しをするという案件です。

金額については、〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定。

1 番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 836㎡ ほか8筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、説明いたします。5番。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、利用権の貸借です。

期間は、令和2年4月1日から12年3月31日までです。

申請地は、〇〇、〇〇地区の周辺です。

水田が6筆で、畑が3筆。合計で12,369㎡。そのうちハウスが水田に2,378㎡、畑にもやはりハウスが1,363㎡。

いずれもキュウリが作付けされてきました。水田、畑ともロータリーがかけてありました。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[2番]

はい。

[議長]

はい、2番。

[2番]

これは、賃料は発生しないのでしょうか。

[推進委員 5番]

親子ですので。

[2番]

発生しない。

[推進委員 5番]

はい。

[議長]

その他、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号10、議案第7号「令和2年高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。

議案第7号「令和2年高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を御説明いたします。資料は、49ページでございます。

昨年の総会では、長年金額が据え置かれているという意見もございましたが、

県内の市町村等の農作業料金について、平成30年と平成31年の作業料金の動きを調査したところ、消費税増税に伴う引上げ以外には変更はございませんでしたので、最低賃金の金額である時間賃金及び時間賃金をもとに算定している一般作業を除き、1月14日に開催しました西都児湯管内の市町村農業委員会事務局長会議で据え置くことを決定いたしましたので、その金額でご提案させていただきます。

なお、この料金はあくまでも参考であり、圃場の状況等により、当事者間の話し合いで決定すること、時間賃金は、最低賃金法に基づく金額であることをわかるように表示をいたしまして公表することといたしております。

以上でございます。

[議長]

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 14時56分)